

マル経融資が さらにご利用しやすく なっています



資金の使いみち

- 運転資金…仕入資金／諸経費の支払い
買掛金・手形決済資金 など
- 設備資金…機械・什器等の購入
店舗・工場改装
営業車両の購入 など

従業員数

- 商業・サービス業 5人 以下
(宿泊業・娯楽業 20人 以下)
- 製造業・その他の業種 20人 以下

融資対象者

以下すべての要件を満たす方

- 6ヶ月以上当所の経営指導を受けており、事業改善に取り組んでいる方
- 最近1年以上、周南市新南陽地区で事業を行っている方
- 商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- 税金（所得税、法人税、事業税、住民税）を完納されている方

申込みに必要な書類

法人の方

- 前期・前々期の決算書および確定申告書
- 決算後6ヶ月以上経過の場合は最近の残高試算表
- 法人税・事業税・法人住民税の領収書または納税証明書
- 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- 見積書・カタログ等(設備資金の申込みの場合)

個人事業者の方

- 前年・前々年の決算書(または収支内訳書)および確定申告書
- 所得税・事業税・住民税の領収書または納税証明書
- 見積書・カタログ等(設備資金の申込みの場合)

※上記のほかにも、必要に応じて追加書類のご提出をいただく場合があります。
※審査の結果、ご希望に添えない場合もございます。あらかじめご了承ください。

申込みの手続き

新南陽商工会議所
へ申込



当所担当者が
実訪



当所にて
審査・推薦



日本政策金融公庫
が審査・融資実行

マル経融資 (小規模事業者経営改善資金)

自社だけでは解決できない課題に…

- 当面の運転資金を確保したい
- 借入申込にあたってアドバイスがほしい
- 無担保・無保証人で融資を受けたい
- 新しい機械・車両の購入や店舗改装の資金を手当てしたい

まずは、新南陽商工会議所にご相談ください！

マル経融資は、当所の推薦にもとづいて、融資を受けることのできる国（日本政策金融公庫）の融資ですので、安心してご利用いただけます

**無担保・
無保証人**

※信用保証協会の保証も不要

融資限度額
**2,000
万円**

返済期間

運転資金 7年以内
(据置1年以内)
設備資金 10年以内
(据置2年以内)

金利

1.21%

※利率は諸事情により変動します

※既往分の利用残高と今回お申込みの金額の合計が 1,500 万円を超えるお申込みについては、一定の要件が必要となります。
さらに詳しい内容をお知りになりたい方は、下記送付状をFAXしてください。
ご都合の良い時間にお伺いします。

FAX送信状【0834-63-8397】

送信先：新南陽商工会議所

マル経融資制度（次のいずれかに○をつけてください）

1. 利用したい
2. 詳しい説明を受けたい

事業所名		代表者名	
所在地			
T E L		担当者名	

※ご記入いただいた内容は、マル経融資制度の利用・申請以外の目的には使用いたしません。
※本送信状が届き次第、当所職員よりご連絡いたします。
※説明時に**前期・前々期の決算書及び確定申告書（個人事業者）の控え**をご用意ください。

◆本制度についての詳しい説明は当所(0834-63-3315)までご連絡ください◆